

# 公益法人制度改革 (その4)

## 制度改革の概要

- ①当協会は現在、特例民法法人であり、公益認定を受けて公益社団になるか、一般認可を受けて一般社団になるか、平成25年11月30日までに移行する必要がある、移行できなかった場合は解散となります。
- ②公益認定や公益性の判断は公益認定等委員会がするものです。

## 公益社団法人の認定

- ①公益認定基準18項目への適合（主な項目）
  - ・公益目的事業比率が50%以上となると見込まれること。
  - ・遊休財産額が保有上限額（年度の公益目的事業費）を超えないこと。
- ②公益社団法人認定申請
  - ・公益目的事業要件を満たすこと。（17の事業区分、不特定多数の利益）
  - ・公益認定のハードルは高く、認定後もそのハードルが続く。



## 一般社団法人の認可

- ①公益目的支出計画の作成
  - ・公益目的財産額の算定、実施事業の選定。
  - ・公益目的財産額がゼロになるまで実施事業を行うこと。
- ②一般社団に移行した後、公益社団への移行申請はいつでも出来る。

## 全国の産業廃棄物協会の移行動向

(平成22年7月末現在)

全産連及び13協会が公益社団法人へ、19協会が一般社団法人へ、未定15協会（三重県協会を含む）

## 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例

シリーズ  
第4回

県では、新たに「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（以下、「新条例」という。）」を制定し、平成21年4月1日から施行したところです。

第1回では「産業廃棄物の保管場所の届出」を解説、第2回では「指定特別管理産業廃棄物に係る報告書」と「土地所有者等の義務」を、第3回は「産業廃棄物の処理状況の報告書」と「行政処分の公表」を解説しました。

今回は、新条例において新たに規定した事項6つのうち、最後6つ目を解説します。

- ⑥ポリ塩化ビフェニール（PCB）廃棄物の適正な管理（新条例第20条～22条）

PCB廃棄物は、「ポリ塩化ビフェニール廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき平成28年7月までに処分することが義務付けられており、PCB廃棄物を保有している事業者は、処分ができるまでの間、適切に保管する必要があります。

しかしながら、こうしたPCB廃棄物は生活環境に影響を及ぼす恐れがある廃棄物であるにもかかわらず、県内でPCB廃棄物の安易な紛失又は破損した事例が生じています。

- ★ そのため、県民の皆様の安全・安心を確保するため、事業者が保管しているPCB廃棄物を紛失又は破損した場合は、直ちに回収等の措置を講じるとともに、県へ届出しなければなりません。
- ★ 県はその情報を速やかに公表（周辺環境への影響がない場合は除く。）することとしています。
- ★ なお、届出を行わなかった場合や虚偽の届出をした場合は、20万円以下の罰金に処せられます。

新条例に関してのお問い合わせは、三重県環境森林部廃棄物対策室（電話059-224-2475）または、お近くの県環境事務所までお願いします。またホームページ（三重の環境と森林）に条例本文及び逐条解説を掲載しております。

<http://www.eco.pref.mie.jp/cycle/100080/jyourei/sanpai/sanpaijorei.htm>



## 会員インタビュー 全国産業廃棄物連合会会長表彰の受賞者

今回は、平成22年6月18日に開催された全国産業廃棄物連合会の第26回通常総会で連合会会長表彰された3名の方に受賞の喜びを伺いました。

### 功労者表彰



(株)ケー・イー・シー  
代表取締役社長 三浦洋次氏

このような賞を頂き感無量です。私はこの業界で25年間、業を営んできましたが、その間を簡単に振り返ってみますと年を追って環境関連法規の改正・新設が成され、法令遵守は勿論、社会的責任の全うが必要となってきました。ここ最近ではCO<sub>2</sub>の削減や不要物を有価物にリサイクルすることで、地球環境の保護に貢献することが期待されております。

今後業界全体で協力して期待に応え、発展する事を願います。微力ながら私も協力させていただきます。

誠にありがとうございました。

### 優良事業所表彰



東海総合産業(株)  
代表取締役 小林健次氏

弊社は昭和62年創業以来23年間収運業一筋に精励して参りました。その間、協会のご指導の元、法の遵守、情報公開、環境保全への取組みに努め、また安全運行及び車輛管理など注力して来、一部ではありますが、優良化認定を頂く段階にまで至りました。

今回三重県産業廃棄物協会のご配慮で優良事業所表彰を賜りました。今後も、排出事業所様や地域社会に少しでも貢献し、協会の活動にも微力ではありますがご協力させていただきますので宜しくお願いします。

### 優良従事者表彰



(株)ゼンユー  
業務課長 加藤正広氏

この度は、優良従事者表彰をして頂き有難うございました。賞を頂く喜びと共に、仕事でお世話になっている皆様や上司の御指導、そして家族の支援の賜物と心より感謝しております。限られた資源を活かし、有効利用するというリサイクル重油製造販売及び産廃処理業の会社で、三重県担当として廃油回収を27年間無事故で安全走行に努めてまいりました。再利用は私のモットーでもある「勿体無い精神」と一致した、やり甲斐の仕事です。今後もより良い環境社会の促進の為、努めて参りたいと思います。

## 行政・全産連からの通知概要

建設工事に伴い生じる廃棄物の処理責任の元請業者への一本化について

- ・平成22年5月28日付け  
社団法人全国産業廃棄物連合会
- ・平成22年6月3日付け  
三重県環境森林部廃棄物対策室

廃棄物処理法の一部改正が22年5月19日に公布されました。改正法第21条の3に規定されている建設工事に伴い生じる廃棄物の処理責任を元請業者へ一元化する規定について改正法の施行に先立ち示されました。

〔改正法の内容〕改正後の第21条の3第1項は、建設工事の元請業者を「事業者」とする旨を明確にしている。第2項及び第4項は、排出事業者でも廃棄物処理業者でもない下請負人に対しては廃棄物処理法上の規制が課せられなくなるため、不適正処理を助長しないよう改めて必要な規制を課することになる。第3項は、少量の一定の廃棄物の運搬に限っては元請業者と下請負人が自ら運搬する旨の契約がある場合には下請負人が運搬することを可能とするもの。

## 協会が県政懇談会を開催

県議会会派に要望活動

平成22年7月29日に三重県議会「新政みえ」と、また8月30日に「自由民主党」と会談し、当協会会員からの要望事項を会長や関係委員長から訴え、県議会議員と活発な意見交換を行いました。

- ①優良評価制度の普及について
- ②産業廃棄物処理施設（リサイクル・処理を問わず）整備のための融資制度、信用保証制度、利子補給制度の創設について
- ③不当競争の防止、廃棄物不法処分、監視パトロールについて
- ④三重県産業廃棄物処理指導要綱について

また、当日は、三重県環境森林部等の職員も同席し、要望内容に対して、監視パトロールは協会と合同で実施すること、優良評価制度については独自制度を検討中であること、指導要綱は一部改訂予定であり、県環境森林部から事前に産廃協会と協議したいとの回答がありました。